

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	法人名			
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「4」の合計)	1	人	調整基準雇用者数 (2) - (16)	8	人	
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「5」の合計 - (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	2		控除対象特定地域基準雇用者数 ((7)と(8)のうち少ない数)	9		
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		税額控除限度額 $40万円 \times (9)$ (3) < 0.1 又は (4) < (5) の場合は0)	10	円	
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「45」の合計)	4	円	当期税額基準額 $(6) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	11		
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「53」の合計)	5		当期税額控除可能額 ((10)と(11)のうち少ない金額)	12		
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	6		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の⑩」)	13		
特定地域基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「12」の合計)	7	人	当期税額控除額 (12) - (13)	14		
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計 - (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「18」の合計) (マイナスの場合は0)	15	人	連日 結前 親に 開始 した 事業 年度 が平 成業 年度 4の 月場 1合	(3) $\geq 10\%$ 又は (1) = 0 の場合 $60万円 \times (18) + 50万円 \times ((22) + (26)) + 40万円 \times (30)$	31	円
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (2)と(15)のうち少ない数)	16			同上以外の場合 $30万円 \times (18) + 20万円 \times ((22) + (26)) + 10万円 \times (30)$	32	
個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「22」の合計)	17			地方事業所税額控除限度額 (31) 又は (32) ((4) < (5) の場合は0)	33	
特定新規雇用者基礎数 (16)と(17)のうち少ない数)	18			当期税額基準額 $(6) \times \frac{30}{100}$	34	
個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「24」の合計)	19			差引当期税額基準額残額 (34) - (12) - (別表六の二(十五)「16」)	35	
対象移転型特定新規雇用者数 (18)と(19)のうち少ない数)	20			当期税額控除可能額 (33)と(35)のうち少ない金額)	36	
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「29」の合計)	21					
対象非特定新規雇用者数 ((16) - (18))と(21)のうち少ない数)	22			連日 結以 親後 法に 開始 した 事業 年度 が平 成業 年度 4の 月場 1合	(3) $\geq 8\%$ 若しくは (3) $\geq 10\%$ 又は (1) = 0 の場合 $60万円 \times (18) + 50万円 \times ((22) + (26))$	37
個別移転型非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「30」の合計)	23					
対象移転型非特定新規雇用者数 (22)と(23)のうち少ない数)	24			5% \leq (3) < 8% の場合 $30万円 \times ((18) + (20)) + 20万円 \times ((22) + (26) + ((24) + (28)) \times 1.5)$	38	
個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「31」の合計)	25			(3) < 5% 又は (3) < 10% の場合 $30万円 \times (18) + 20万円 \times ((22) + (26))$	39	
対象非新規基準雇用者数 ((16) - (18) - (22) - (30))と(25)のうち少ない数)	26			税額控除限度額 (37)、(38) 又は (39) ((4) < (5) の場合は0)	40	
個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「32」の合計)	27			当期税額基準額 $(6) \times \frac{20}{100}$	41	
対象移転型非新規基準雇用者数 (26)と(27)のうち少ない数)	28			当期税額控除可能額 (40)と(41) - (別表六の二(十五)「16」)のうち少ない金額)	42	
個別非特定新規雇用者超過数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「33」の合計)	29			当期税額控除可能額 (36) 又は (42)	43	
対象非特定新規雇用者超過数 ((16) - (18) - (22))と(29)のうち少ない数)	30			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の⑬」)	44	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「38」の合計)	46	内 人	当期税額控除可能額 ((47)と(48)のうち少ない金額)	49	円	
地方事業所特別税額控除限度額 $30万円 \times ((46) - (46) \text{の内書}) + 20万円 \times (46) \text{の内書} +$ (各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計)	47	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の⑭」)	50		
差引当期税額基準残額 (36) - (36) 又は (41) - (別表六の二(十五)「16」) - (42)	48		当期税額控除額 (49) - (50)	51		
法人税額の特別控除額 (14) + (45) + (51)				52		

別表六の二（十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者割合3」は、「当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計1」が0である場合には、記載を要しません。
- 3 「当期税額基準額
(6) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」¹¹ は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が平成30年旧措置法第68条の15の2第1項に規定する中小連結親法人である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 4 「地方事業所基準雇用者数の合計15」は、各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」の内書に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」から控除して計算します。
- 5 「(3) ≥ 8%若しくは(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合」³⁷ は、 $\frac{60 \text{万円} \times (18) + 50 \text{万円} \times ((22) + (26))}{37}$ は、平成30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3) ≥ 8%若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3) ≥ 10%」を消します。
- 6 「(3) < 5%又は(3) < 10%の場合」³⁹ は、 $\frac{30 \text{万円} \times (18) + 20 \text{万円} \times ((22) + (26))}{39}$ は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には「(3) < 5%又は」を消し、その他の場合には「又は(3) < 10%」を消します。
- 7 「税額控除限度額
(37)、(38)又は(39)」⁴⁰ は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(37)、(38)又は(39)」とあるのは、「(37)、又は(39)」として記載します。
- 8 「地方事業所特別基準雇用者数の合計」⁴⁶ は、次に（各連結法人の別表六の二（十六）付表一「38」の合計）より記載します。
- (1) 措置法第68条の15の2第2項各号又は平成30年旧措置法第68条の15の2第3項各号に掲げる連結法人の当期の措置法第68条の15の2第4項第14号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載します。
- (2) 各連結法人の別表六の二（十六）付表一「40」に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の別表六の二（十六）付表一「38」の数として合計します。
- 9 当期に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が1年に満たない場合には、
- 「地方事業所特別税額控除限度額
30万円 × ((46) - (46の内書)) + 20万円 × (46の内書) +
(各連結法人の別表六の二（十六）付表二「13」の合計)」⁴⁷
- 中「30万円」とあるのは、
「30万円 × $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」と、
「20万円」とあるのは
「20万円 × $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として記載します。
- 10 「差引当期税額基準額残額」⁴⁸ は、 $(35) - (36)$ 又は $(41) - (\text{別表六の二(十五)「16」} - (42))$ は、連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(35) - (36) 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(41) - (別表六の二(十五)「16」) - (42)」を消します。